



扶養削除

用語解説
扶養削除
就職や収入増加した家族を健康保険組合の被扶養者からはずすこと。

健康保険組合の被扶養者が就職したり収入が増えたときなどは、扶養削除の手続きが必要です。
手続きをしないと、医療費や高齢者医療への拠出金など、健康保険組合の余分な出費が増えて、**保険料が上がる要因**にもなります。



娘が就職したんだ～

扶養削除するときの手続き

「健康保険 被扶養者(異動)届」を会社を通して5日以内に提出

(交付されている場合)
添付書類… 当健康保険組合の資格確認書など

扶養削除の手続きが必要な場合

- 収入が年収130万円※以上に増えた
※19歳以上23歳未満(配偶者を除く)は150万円、60歳以上や障害厚生年金の受給要件に該当する障害者は180万円
- パート先等の勤め先の健康保険等の被保険者になった
- 同居が条件の被扶養者※と別居になった
※「配偶者・子・孫・兄弟姉妹・父母など直系尊属」以外の人
- 同居の場合、収入が被保険者の収入の半分以上になった
- 仕送りをやめた、仕送り額が被扶養者の収入より少なくなった
- 結婚して相手の扶養に入った
- 離婚した
- 死亡した

- 収入に含まれるもの**
- ・パート・アルバイトなどの給与
 - ・年金(障害年金、遺族年金を含む)
 - ・農業などの事業所得
 - ・株式などの投資収入
 - ・利子収入
 - ・不動産賃貸収入
 - ・失業給付金
 - ・傷病手当金・出産手当金・休業補償給付
 - ・生活保護法による生活扶助料



Q&A

Q

1年間の合計収入が130万円を超えた時点で扶養削除の手続きをするのですか？

A

労働契約の変更などで年収130万円以上になることが見込まれた時点で手続きが必要です。収入基準は下表のとおりです。
なお、労働契約で定められた賃金が年収130万円未満のまま、かつ、他の収入がなく、繁忙期の残業などによる一時的な収入増加であるときは、この限りではありません。



被扶養者の収入基準

	①60歳未満(②を除く)	②19歳以上23歳未満(配偶者を除く)	③60歳以上および障害年金の受給要件に該当する障害者
1年間	1,300,000円未満	1,500,000円未満	1,800,000円未満
1ヶ月あたり	108,334円未満	125,000円未満	150,000円未満
1日あたり	3,612円未満	4,167円未満	5,000円未満